

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(滋賀県 第2570500724号)

当事業所はご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

## 1. 事業者

(1) 法人名	株式会社 泉倉庫
(2) 法人所在地	滋賀県甲賀市水口町泉1150番地1
(3) 電話番号	0748-62-0681
(4) 代表者氏名	代表取締役 岸村嘉幸
(5) 設立年月日	昭和49年4月1日

## 2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類	訪問介護
(2) 事業所の名称	いづみ介護サービスおがわ
(3) 事業所の所在地	滋賀県東近江市小川町3317番
(4) 電話番号	0748-42-3077
(5) 管理者	饗場久美
(6) 開設年月日	平成16年6月14日

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域  
東近江市（旧八日市市・旧能登川町・旧五個荘町）、近江八幡市（旧安土町）、彦根市、愛莊町、豊郷町
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日(但し、年末年始(12/29～1/3)を除く)
営業時間	8:30～17:30
サービス提供時間	月～日、7:00～21:55

#### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。  
(令和6年6月現在)

管 理 者	1名	(常勤)
サービス提供責任者	3名	(常勤・その他法令指定基準による)
訪問介護員	8名	(常勤・非常勤)

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者のご家庭に訪問しサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2種類があります。

##### (1) 利用料金が介護保険から給付されるサービス(介護保険給付対象)

以下のサービスについては、**利用料金の大部分(9割又は8割又は7割)**が介護保険から給付されます。(毎年、8月の負担割合証による。)

〈サービスの概要〉

###### ① 身体介護

- 自立生活支援のための見守り的援助
  - ・一緒に手助けしながら行う調理
  - ・入浴、更衣等の見守り
  - ・ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ
  - ・移動時、転倒しないように側について歩く
  - ・車いすでの移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選べるよう援助
  - ・洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行う
  - ・認知症の高齢者の方といっしょに冷蔵庫のなかの整理等を行うことにより、生活歴の喚起を促す
- 入浴介助 … 入浴の介助、又は清拭、部分浴、足浴など。
- 排せつ介助 … 排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助 … 食事の介助を行います。

- 体位変換 … 安楽な姿勢保持、褥瘡(じょくそう)予防のための体位変換を行います。
- 外出介助 … デイサービス等への外出・通院の介助を行います。  
(外出準備を含みます。)

## ② 生活援助

- 掃除…ご利用者の居室内や卓上等の掃除、ゴミ出しを行います。  
(ご利用者の居室以外の掃除、庭等の敷地の掃除は行いません。)
- 洗濯…ご利用者の衣類等の洗濯、乾燥、取り入れと収納等を行います。  
(ご家族分の洗濯は行いません。)
- ベッドメイク…ご利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等を行います。(ご家族様分の交換等は行いません。)
- 衣類の整理・被服の補修…夏・冬もの等の入れ替え等、ボタン付け、破れの補修等を行います。  
(ご家族様分の衣類の整理等は行いません。)
- 調理…ご利用者の一般的な調理、配下膳を行います。  
(ご家族様分の調理等は行いません。)
- 買い物・薬の受け取り…ご利用者の日常品等の買い物や、薬の受け取りを行います。(ご家族様分の買い物や、薬の受け取りは行いません。)

## ③ 通院乗降介助

- 自宅から病院（送迎）への通院時の介助（自宅↔）

## ④ その他のサービス

- 介護相談など

## ⑤ 加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、加算額の利用者ご負担分を追加料金としていただきます。

### ○ 初回加算

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算をいただきます。  
\*入院、入所等その他の理由により過去2ヶ月サービスが休止し、再びサービスの再開があった月も初回加算となります。

○ 緊急時訪問介護加算

利用者やそのご家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に加算をいただきます。

⑥ 介護職員等処遇改善加算 I

介護サービスに従事する介護職員の処遇改善を行い人材確保に努め、良質なサービス提供を続けることができるようとするための取り組みとして、総合計利用料金の **24.5%** を加算料金としていただきます。

⑦ その他（事業所体制に対する加算）

当事業所は 特定事業所加算【II】としてのサービス料金をいただきます。  
(所定単位数の 10% を加算)

〈サービス利用料金〉

各サービスについて、平常時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

サービスに要する時間		20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上(30分増すごとに)
身体介護	① サービス利用料金	1,790円	2,680円	4,260円	6,240円	820円
	②うち、介護保険から給付される金額￥	1割	1,611	2,412	3,834	5,616
		2割	1,432	2,144	3,408	4,992
		3割	1,253	1,876	2,982	4,368
	③サービス利用に係る自己負担額(①-②)￥	1割	179	268	426	624
		2割	358	536	852	1,248
		3割	537	804	1,278	1,872
生活援助	サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上			
	① サービス利用料金	1,970円	2,420円			
	②うち、介護保険から給付される金額￥	1割	1,773	2,178		
		2割	1,576	1,936		
		3割	1,379	1,694		
	③サービス利用	1割	197	242		

	に係る自己負担額 (①-②) ¥	2割 3割	<b>394</b> <b>591</b>	<b>484</b> <b>726</b>	
通院乗降介助	① サービス利用料金		1,070 円 1回につき(片道)		
	②うち、介護保険から給付される金額¥	1割 2割 3割	963 852 743		
	③サービス利用に係る自己負担額(①-②)¥	1割 2割 3割	<b>107</b> <b>218</b> <b>327</b>		

\*ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

\*通院乗降介護には、別途走運賃をいただきます。

\*

上記料金には、特定事業所加算Ⅱが加算されている1回当たりの金額です。

★身体介護に引き続き所要時間20分以上の生活援助の提供を行ったときの料金は 次のとおりです。

身体介護に引き続いて行う、生活援助の訪問介護の所要時間	30分以上1時間未満(身1生1の場合)	1時間以上1時間半未満(身1生2の場合)	1時間半以上(身2生1の場合)
① サービス利用料金	<b>3,400円</b>	<b>4,110円</b>	<b>4,970円</b>
②うち、介護保険から給付される金額	1割	<b>3,060円</b>	<b>3,699円</b>
	2割	<b>2,720円</b>	<b>3,288円</b>
	3割	<b>2,380円</b>	<b>2,877円</b>
③サービス利用に係る自己負担額 (① -②)	1割	<b>340円</b>	<b>411円</b>
	2割	<b>680円</b>	<b>822円</b>
	3割	<b>1,020円</b>	<b>1,233円</b>

(上記の他、他の組み合わせ時間サービスもあります。)

## その他の加算

		初回加算	緊急時加算
①サービス利用料金		2,000円	1,000円
②うち、介護保険から給付される金額	1割	1,800円	900円
	2割	1,600円	800円
	3割	1,400円	700円
③サービス利用に係る自己負担額 (①-②)	1割	200円	100円
	2割	400円	200円
	3割	600円	300円

## (2) 利用料金の全額をご契約者にご負担いただくサービス(介護保険給付対象外)

以下のサービスは、利用料金の全額をご利用者の負担とさせていただきます。

### 〈サービスの概要と利用料金〉

#### ①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。

サービスに要する時間	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上1時間半未満	1時間半以上
身体介護	<b>1,790円</b>	<b>2,680円</b>	<b>4,260円</b>	<b>6,240円</b>	30分増す毎に <b>820円</b> を追加
サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上			
生活援助	<b>1,970円</b>	<b>2,420円</b>			

(身体介護に引き続き生活援助を行うサービスも同様です。)

★平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から午前8時まで）：25%

#### ②他のサービス

ライフサポート

利用料金： 詳しくはお尋ねください。

### (3) 地域外交通費

指定区域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、指定営業区域の境界より利用者宅までの交通費（行き、帰りともそれぞれ1km当たり100円＜但し、1km未満の端数は切り上げます。＞）の実費を頂きます。

### (4) 利用料金お支払い方法

前記(1)、(2)、(3)の料金・費用はサービス利用終了後翌月15日前後に請求書を発行しますので、翌月27日に口座引き落とし（下記金融機関）にてお支払いいただきます。

現金でのお支払いの場合も翌月27日までとさせていただきます。

イ. 指定する金融機関からの口座自動引き落とし
1. 滋賀銀行
2. 関西みらい銀行
3. 湖東信用金庫
4. JA農協
5. ゆうちょ銀行
ロ. 金融機関からの振込み
ハ. 現金集金

### (5) サービス利用の中止

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、指定訪問介護サービスの利用を中止することができます。この場合には、実施日の前日までに事業所に申し出てください。

【連絡先】（電話番号） 0748-42-3077

※利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出 があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出 がなかった場合	当日の利用時間 30分未満 550円 〃 1時間未満 1,100円 〃 1時間以上 (30分刻みで計算)

### (6) サービス利用の変更

ご利用者が指定訪問介護サービスの変更等を希望する場合は、いつでも事業所に申し出てください。居宅介護支援事業所への連絡、その他の必要な援助を行います。

## 6. サービスのご利用にあたっての留意事項

### (1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

### (2) 訪問介護員の交替

#### ①ご利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

#### ②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合はご利用者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

### (3) 備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

### (4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

### (5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

#### ①医療行為

②ご利用者もしくはそのご家族等からの金銭又は高価な物品の授受

- ③ご利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④飲酒及びご利用者もしくはそのご家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ご利用者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他ご利用者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為

## (6) サービス提供責任者

サービス提供責任者は利用者からのサービス利用申込みに関する調整や訪問介護計画の作成などはじめ、次のような業務を担当します。利用にあたって疑問点やご心配な点やサービス内容を変更したい時には、サービス提供責任者にお気軽にお尋ねください。（担当の訪問介護員に直接お話しくださってもかまいません。）

### <サービス提供責任者の業務>

- ①訪問介護サービスの利用の申込みに関する調整
- ②利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握
- ③居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議への出席など）
- ④訪問介護員への援助目標、援助内容に関する指示
- ⑤訪問介護員の業務の実施状況の把握
- ⑥訪問介護員の業務管理
- ⑦訪問介護員の研修、技術指導
- ⑧訪問介護の現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気付をサービス提供責任者から居宅介護支援事業所等のサービス関係者に情報共有する
- ⑨提供時間を記録するとともに、著しくプラン上の標準時間と乖離している場合にはケアマネージャーに連絡し、必要に応じたプランの見直しをしてもらう
- ⑩居宅介護事業所のケアマネージャーに対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない
- ⑪その他サービスの内容の管理について必要な業務

## (7) 緊急時及び事故発生時の対応

訪問時において、利用者の体調等が急変した際、主治医又は、医療機関に適切に連絡を取り、必要な対応を行います。また、事故等により、財産の破損等の際は速やかにご利用者及びご家族に連絡いたします。

※当事業所では、ご利用者・ご家族からの緊急の連絡を受けられるようにしています。

緊急時連絡先

月～土：8時30分～17時30分 ※上記時間帯以外又は事務所不在時は、電話 は管理者またはサービス提供責任者に転送 となります。	いづみ介護サービスおがわ 電話：0748-42-3077
---------------------------------------------------------------------------	---------------------------------

サービス提供責任者 荻田麻貴 が対応します。

#### (8) サービスの終了

##### ①ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

##### ②当事業所の都合でサービスを終了する場合

事業所は、人員不足や事業縮小等のやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知いたします。

### 7. 相談・苦情の受付について

当事業所は苦情受付窓口を設置しておりご利用者・家族等からの苦情に迅速、適切に対応します。また、当事業所への苦情やご意見は、行政機関やその他苦情受付機関（2）の表）に相談することもできます。

#### （1）苦情や相談の受付

当事業所に対する苦情や相談は以下の窓口で受け付けています。

##### ○苦情および相談窓口

電話：0748-42-3077

担当者：饗場 久美

##### ○受付時間

毎週月曜日～土曜日 午前8時30分～午後7時30分

（不在時転送電話）

#### （2）行政機関その他苦情受付機関

東近江市役所 健康福祉部 長寿福祉課	所在地 〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号 電話番号 0748-24-5645 FAX 0748-24-1052 受付日時 月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く） 午前8時30分～午後5時
--------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

近江八幡市 福祉子ども部 高齢福祉介護課	所在地 〒523-0082 滋賀県近江八幡市土田町1313 総合福祉センター ひまわり館1階 電話番号 0748-33-3511 F A X 0748-31-2037 受付日時 月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く） 午前8時30分～午後5時
彦根市 福祉保健部 介護福祉課 介護保険係	所在地 〒522-0041 彦根市平田町670番地 電話番号 0749-23-9660 F A X 0749-26-1768 受付日時 月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く） 午前8時30分～午後5時
愛荘町 愛荘町役場 長寿社会課	所在地 〒529-1331 愛知郡愛荘町愛知川72番地 電話番号 0749-42-7694 F A X 0749-42-5887 受付日時 月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く） 午前8時30分～午後5時
豊郷町 豊郷町役場 医療保険課 介護保険係	所在地 〒529-1169 犬上郡豊郷町石畑375番地 電話番号 0749-35-8117 F A X 0749-35-4588 受付日時 月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く） 午前8時30分～午後5時
滋賀県運営適正化 委員会 (通称「あんしん・ なっとく委員会」)	所在地 〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138 (県立長寿社会福祉センター内) 電話番号 077-567-4107 受付日時 月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く） 午前9時～午後5時

国民健康保険団体 連合会 介護保険課	所 在 地 〒520-0043 滋賀県大津市中央四丁目 5 番 9 号 電話番号 0 7 7 - 5 2 2 - 0 0 6 5 F A X 0 7 7 - 5 1 0 - 6 6 0 6 受付時間 月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く） 午前 9 時～午後 5 時
--------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 8. 事故の対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、市町、家族等、居宅介護支援事業所への連絡など必要な措置を講じ、事故の状況や事故に関して執った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

## 9. 第三者委員会について

提供するサービスの第三者評価については、実施しておりません。

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの内容について、私は、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

株式会社 泉倉庫  
いづみ介護サービスおがわ

説明者

職名 サービス提供責任者 氏名 荻田麻貴

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。  
(※本人が署名できないときは、代理人が本人欄と代理人欄に署名願います。)

本 人

[住 所] 滋賀県

[氏 名] \_\_\_\_\_

代理人

[住 所] \_\_\_\_\_

[氏 名] \_\_\_\_\_ (続柄)

自署確認印

※ 介護保険制度改定についての内容説明とご本人・代理人の同意について

説明年月日	介護保険制度改定についての内容	担当者 説明印	同意年月日	本人・代理人同意 (サインまたは印)
年 月 日			年 月 日	
年 月 日			年 月 日	
年 月 日			年 月 日	
年 月 日			年 月 日	
年 月 日			年 月 日	
年 月 日			年 月 日	
年 月 日			年 月 日	
年 月 日			年 月 日	
年 月 日			年 月 日	
年 月 日			年 月 日	
年 月 日			年 月 日	
年 月 日			年 月 日	
年 月 日			年 月 日	
年 月 日			年 月 日	
年 月 日			年 月 日	